

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第91号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）の施行により道路法施行令の一部が改正されることに伴い、道路の占用料（以下「占用料」という。）の徴収の対象となる占用物件を追加することとしました。

1 占用料の徴収の対象となる占用物件の追加

太陽光発電設備及び風力発電設備の占用について、次のとおり占用料を徴収します。

単 位	占 用 料	
	市 街 化 区 域	そ の 他 の 区 域
占用面積1平方メートルにつき1年	4,400円	2,200円

2 規定整備

道路法施行令の一部が改正されることに伴い、規定を整備します。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 91 号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次の1項を加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	4,400	2,200
----------------	------------------	-------	-------

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に改め、同表令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に改め、同表令第7条第10号に掲げる器具の項中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)